

「令和8年度以降の大分県森林環境税について(案)」に対する県民意見募集の結果について

1. 募集期間 令和7年9月26日(金)～10月27日(月)

2. 提出件数 40件(24名)

3. 意見の概要

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
1	総論	どうして通常予算で事業ができないのか、都度、説明がなければ、妥当性が判断できない。	通常予算で森林整備を推進してきましたが、本県の森林環境を取り巻く課題として、再造林放棄地、シカによる被害が深刻化したため、平成18年に大分県森林環境税を創設し、再造林や獣害等の対策を実施することで、再造林率の向上やシカ被害の減少が図られたところです。 現在、主伐面積の増加や狩猟者数の減少等の新たな課題が生じているため、引き続き対策を講じる必要があります。 このように、通常予算だけでは対策に限りがあり、県民皆さんの理解のもと、森林を保全していくためには、大分県森林環境税が必要であると考えています。
2		環境を守る取り組みに対する税は太陽光発電や風力発電等への課税によるべきであり、森林関係のNPO法人等へどのような税の交付金が支払われているか不明瞭な部分も多く、天下りや癒着との疑念を抱かせかねない。	大分県森林環境税の目的は全ての県民が恩恵を受けている森林環境の保全です。このため、県民が等しく森づくりを支援するために県民の皆様に税の負担をお願いしているところです。 また、大分県森林環境税の使途は毎年、取組実績として、大分県ホームページで公表しています。
3		森林環境税の継続に反対である。 国が森林環境税を新設して徴収しており、税の二重徴収だと思う。	県と国の森林環境税の目的は異なっており、二重課税ではありませんが、県と国の森林環境税の違いを県民が理解し、納得できるように今後も努めていきます。
4		森林環境税は、地球温暖化対策、災害防止、森林整備などに利用されているので基本的には賛成だが、国と県から二重に税金を取られている気がしてならない。	
5		大分県森林環境税は県が独自に徴収し、国の制度の縛りがなく使える等、県にとって貴重な財源だと思う。県民意見を聞きながら是非、有意義な形で継続して欲しい。	
6		個人の力だけでは森林を守り続けることは難しいため、専門家の知見を活かした整備にこの税が役立てられ、将来も安心して暮らせる豊かな森林環境が保たれることを願う。	学識経験者や林業関係者等で構成される「大分県森林づくり委員会」や県民の意見を取り入れることで、大分県森林環境税を効果的に活用していきます。
7	身近な暮らしを守る森づくり	近年は気候変動等の影響により、全国各地で毎年のように災害が発生している。このような状況を考えると、森林環境税の継続には賛成である。 減災や災害を抑止するような事業がさらに必要と考える。	県では、平成24年の九州北部豪雨災害において、手入れ不足の人工林による流木被害が発生したことを契機に、平成25年度から河川沿いや急傾斜地の人工林を事前に伐採し、広葉樹林化する事業を大分県森林環境税を活用し取り組んできました。 今後も、大分県森林環境税を活用し、自然災害等から県民の暮らしを守る森づくりを推進していきます。
8		森林環境税を継続し、災害に強い森づくりに活用して欲しい。	

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
9	鳥獣被害対策の推進	シカ害対策だけではなく、ウサギ害対策にも力を入れて欲しい。	近年、再造林地でのウサギ被害が確認されてきています。今後、被害が増加していくようであればウサギ被害に対しても取組を強化します。
10		シカ被害対策の推進について、今後も捕獲報償金の上乗せ等の支援をお願いしたい。また、若い捕獲従事者確保のための支援も検討して欲しい。	県では大分県森林環境税を活用して、シカ捕獲報償金の上乗せ補助による、農林業被害の低減に取り組んできました。 その結果、農林業被害額は減少傾向にありますが、依然として、シカ生息密度は高い状況にあるため、引続き同様の取組を継続したいと考えています。 また、若い捕獲従事者確保のため、他財源で学生向けの学習会を実施しており、引続き捕獲従事者確保のための取組を推進していきます。
11	健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上	先人が植えて育てた森林を維持管理していくためには「伐って、使って、植えて、育てる」事が重要であり、循環型社会構築のためにも伐って使った後の「再造林」をしっかりと行って欲しい。	県では再造林における森林所有者等の負担軽減を図るため、大分県森林環境税を活用して支援を行っています。持続可能な林業経営には低コスト林業を実現する必要があるため、支援対象を低コスト再造林(2,500本/ha未満植栽)としています。 今後も造林補助事業において、大分県森林環境税を活用した低コスト再造林への助成を行い、育林コストを低減することで再造林を推進していきます。
12		森林環境の保全は、次世代につながる大切な取組であり、継続して欲しい。 戦後造林された人工林が伐期にあり、これらの資源を放置すれば、荒廃林となることから、「伐って、使って、植えて、育てる」事が重要である。このような取組に、是非、大分県森林環境税を活用して欲しい。	
13		再造林(2,500～5,000本/ha)への上乗せ補助に活用して欲しい。	
14		再造林、とりわけ長期にわたり放置されている伐採跡地の地拵え費用(地拵え費用が高く、所有者の負担となっている)に活用して欲しい。	
15		再造林や拡大造林前の地拵え経費に活用して欲しい。	

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
16	健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上	放置林の森林整備に活用して欲しい。	放置林の整備については、森林経営管理制度に従って、国の森林環境税を活用して取り組んでいます。これは森林所有者が森林の経営管理を行うことが困難な場合に、市町村へ経営管理を委託できる制度です。この制度により、これまでに1,390haの放置林を整備しました。 また、R7年度より、モデル市町において、山林の譲渡・売買希望情報を集約し、林業経営体へ情報提供することで、放置林化を防ぐ取組みも進めています。 さらに、森林の境界や所有者を明確化する取組も試行しています。 これらの成果を活用し、放置林の整備を推進したいと考えています。
17		年間500円で多くの森の助けになっているなら良いと思う。 所在の分からない山を手入れできるようにして欲しい。	
18		森林環境税の継続及び使途案に賛同します。 森林所有者の高齢化は加速しており、このままでは管理放棄森林が益々増えると心配である。所有者を明確化する作業を行政OBや専門家でチームを編成し、モデル的に実施することに森林環境税(国を含めて検討)を活用してはどうか。	
19		森林経営計画を作成している森林の保育事業を行って欲しい。現状の補助事業のみでは、放置森林が増えているので早急をお願いしたい。 (例)最大10年生までの下刈り費用や4～8年生での除伐費用の助成。	
20		伐採適期を迎えた森林資源の利活用として、木材搬出に伴う灌木伐りや道切りに活用して欲しい(里山林の保全)。	
21	森林資源の利活用推進	製造過程においてCO2排出量が鉄やアルミ等に比べて圧倒的に少ない木材をもっと都市の建築材料として使う施策をさらに進めて欲しい。	県では、大分県森林環境税を活用し、公共施設等の県産材の活用による木材利用の推進に取り組んできました。 第5期の大分県森林環境税の柱案である「森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり」の中で、木材利用の取組を推進したいと考えています。
22		森林の保全には、使う、植えるを繰り返すことが重要であるため、森林を健全に維持しながら、木材を循環利用する仕組みに活用して欲しい。	

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
23	森に学ぶ森林・林業教育の推進	「森の先生派遣事業」のような自然観察会の仕組みは全国でもあまり例をみず、他県の自然観察会を行っている仲間から大変に関心・感心をもたれています。令和8年度以降もこの事業が継続されることを望む。	「森の先生派遣事業」は森や自然に関する知識等を有する専門家を教育施設等に派遣する事業であり、大分県森林環境税を活用して実施しています。 森林・林業教育を推進するため、今後も継続して取り組みたいと考えています。
24		「森林環境税」が災害に強い森林づくりから森林ボランティア活動・森林林業教育まで多くの事に活用され、気付かないところで私たちの生活に活用されていて良かったと思う。 「伐って、使って、植えて、育てる」というスローガンが子供たちにもわかりやすく良いと思うが、実際の取り組みを「事業成果」という集計や「冊子」でしか感じられないので、「体験」として感じられる事に活用してほしい。	県では、大分県森林環境税を活用し、子供向けの現地体験を含んだ森林・林業教育や森林・林業イベントを実施してきました。 第5期の大分県森林環境税の柱案である「みんなで育む森を、未来につなぐ人づくり」の中で、引き続き森林に親しむ体験活動を実施したいと考えています。 また、森林環境税の広報については、電子媒体やSNS等を活用することで、効果的かつ適切な広報を実施していきます。
25		森林の大切さが次の世代に受け継がれていくように、講習会や体験イベント等を開催して欲しい。	
26		知らない人や興味のない人が多いので、もっと理解してもらう必要がある。 ①森林整備や林業を担う人材育成、木材利用の促進などのPRを行う ②次世代の子供たちに木と触れ合う植林経験やボランティア参加などの木育を行う ③森林環境税のパンフレット印刷や広告など過度にしすぎない	
27	森に親しみ、理解を広げる情報発信	森林の働きがどのようなものであるか、理解している県民は少ないため、同税を活用し、さらに広く周知し、理解を深めつつ、森林の維持管理を行っていくことが必要である。	大分県森林環境税の広報事業として、新聞やラジオ、県広報誌・ホームページ等を活用した情報発信を実施しています。加えて、令和7年度からはSNS広告による情報発信にも取り組んでいます。 大分県森林環境税の広報に引き続き取り組むとともに、わかりやすい資料や表現によって、理解しやすい情報提供に努めていきます。あわせて、森林・林業に関する情報提供や学習活動も実施したいと考えています。
28		大きな天候災害も多い現在、1人年間500円という金額で大分県内の森林が適切に管理され、森林被害の減少に繋がるのならば、とても良いと思った。 SNSを利用する若者も多いため、引き続きSNSを利用した周知を実施すれば、県民の理解もより広がると思う。	
29		若い世代の人に植えて、草を刈り、間伐をする森のサイクルを理解できるように周知をして欲しい。	
30		今後、益々重要になって来る森林を管理するためには、必要なのだと認識している。 広く県民に林業・森林の情報提供もお願いしたい。山の存在意義、森林で働くことの素晴らしさを発信して欲しい。	
31		木は植えて、育てて、伐って、使って・・・と、大切な再生可能なエネルギーであるので、大切な資源を守る為に活用していただき、未来に繋げていく為にも木の良さを発信していただきたいです。是非、大分県森林環境税を今後も継続し、有効的な活用をお願いします。 県民皆さんの大切な税金ですので、税金の活用方法なども、もっと見える化していただきたいです。	

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
32	森に親しみ、理解を広げる情報発信	貴重な森林資源を、継続的に維持管理し、国内はもちろん海外にも様々な形で発信していくことが、大分県の雇用創出や拡大に繋がるので、大分県森林環境税は必要だと思う。	番号27～31に同じ
33		同じような税を二重に徴収されることから、国の環境税と県の環境税の違いはわかりやすくしてほしい。そのためには、既存事業にとられない県独自の取り組みもアピール（名称も含めて）する必要がある。森林の公益的機能を定量化して、県民にわかりやすく説明すると理解されやすいのではないかな。	
34		森林環境税の存在は把握しているが、どこで、どのように使われて、どういった効果があるのかわからない。一部の人間だけでなく、幅広く制度や用途を周知する必要がある。 木材業界にとって制度自体は、良い取組と思うので、川上から川下まで業界全体に効果がある使われ方を望む。	大分県森林環境税を活用した取組や事業費は、毎年、「大分県森林環境税の取組実績」として県のホームページで公開しています。 今後取組内容や制度、使途について、広く県民に分かりやすく周知できるよう努めていきます。
35		効果検証において、何に、いくら、どこに支払ったのか、正確に広報する義務がある。 公開された情報だけでは、継続反対としか判断できない。	
36	担い手の育成	人材の確保が困難なことから、人材確保・育成に活用して欲しい。	大分県では、国の森林環境税を活用して、林業の担い手確保・育成対策を推進しています。 一方、大分県森林環境税では、森林・林業教育を通じて森林への理解の促進や林業を就業先に選択する意識付けを図る取組を実施したいと考えています。
37		人手不足が林業の課題だと思うため、担い手の育成に森林環境税を活用して助成をするべきだと思う。造林、間伐がサイクルする様に、施業種ごとに事業量の規定を設けて、それを上回る事業体に助成を出すような規程を設けた方が良いと思う。助成後も施業が滞りなく行われるような仕組みも必要である。	
38	その他	登山道整備と草原の保全に利用し、利用と保護の好循環を生み出して欲しい。 草原を守るための防火線切り補助などにもっと利用して欲しい。	大分県森林環境税は森林環境の保全に活用することを目的としており、草原の保全は対象としていません。 ただし、草原の保全によって、森林環境の保全や森林の利活用に繋がる場合は、大分県森林環境税を活用して活動を支援していきます。

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方
39	その他	山林を手放したい人や相続放棄したい人から、自治体が土地を譲り受けて、管理する制度を創設する。自治体で管理が難しい場合は、個人や林業事業体、森林組合等に地上権を付与する。その際の登記費用や山林の管理費用、新しい機関の設立・運営費用、地上権付与手続きの費用に森林環境税を活用して欲しい。 既存の相続土地国庫帰属制度は相続のみ対象で、費用負担が発生するため、活用されている件数は少ない。 宅地や田畑に比べて山林は公共性が高いため、費用や制度の緩和を検討する余地がある。 国土の保全や安全保障上の問題を考えると、土地は「公」が所有をして、地上権を「私・共同体」に付与することで、メガソーラーや外国人・外国資本による取得等への規制につながる。 また、日本の山林は細かく所有が分かれており、集約化が難しい為、土地を「公」が所有して、地上権を共同林的に管理ができるようになれば、作業の効率化を図ることができる	自治体による山林の取得については、公共の用に供する場合を除き、積極的には行われていないのが現状です。 放棄林対策としては、森林所有者が森林の経営管理を行うことが困難な場合に、市町村へ経営管理を委託できる森林経営管理制度があります。県内でも、この制度を活用し森林整備が進められています。本年度からは、モデル市町において、山林の譲渡・売買希望情報を集約し、林業経営体へ情報提供することで、放棄林化を防ぐ取組みを進めています。 併せて県では、小規模林地が放置されることを防ぐため、林業経営体が一定の条件(小面積、高齢人工林である等)を満たす林地を購入する場合に経費の一部を補助し、林地の集約化を推進しています。
40		森林環境譲与税において、森林経営計画作成森林でも保育作業ができるようにして欲しい。	森林環境譲与税の目的は、市町村による公的な森林管理の推進であり、その用途は経営放棄された森林の整備等とされています。 一方、森林経営計画作成森林については、国の補助事業等を活用し、意欲ある森林所有者等が森林整備を行っています。 森林経営計画作成森林の保育作業は森林環境譲与税以外の財源で対応するのが適切であると考えています。